

海技士（航海）試験に必要な乗船履歴

試験の種別	乗 船 履 歴			
	船 舶	期 間	資 格	職 務
六級海技士(航海)試験	総トン数 5 ト以上の船舶	2 年以上		船舶の運航
五級海技士(航海)試験	総トン数 10 ト以上の船舶	3 年以上		船舶の運航
	総トン数 20 ト以上の船舶	1 年以上	六級海技士(航海)	船長又は航海士
四級海技士(航海)試験	総トン数 200 ト以上の平水区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 ト以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数 20 ト以上の漁船	3 年以上		船舶の運航
		1 年以上	五級海技士(航海)	船長又は航海士
船橋当直 三級海技士(航海)試験	総トン数 1600 ト以上の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 ト以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数 20 ト以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	3 年以上		船舶の運航
	総トン数 500 ト以上の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 ト以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数 20 ト以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	1 年 6 月以上	四級海技士(航海)	航海士(一等航海士を除く)
	総トン数 200 ト以上の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 ト以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶、総トン数 200 ト以上の丙区域内において従業する漁船又は総トン数 20 ト以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	1 年以上	四級海技士(航海)	船長又は一等航海士
三級海技士(航海)試験	総トン数 1600 ト以上の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 ト以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数 20 ト以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	3 年以上		船舶の運航
	総トン数 500 ト以上の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 ト以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数 20 ト以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	2 年以上	四級海技士(航海)	航海士(一等航海士を除く)
	総トン数 200 ト以上の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 ト以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶、総トン数 200 ト以上の丙区域内において従業する漁船又は総トン数 20 ト以上の乙区域内において従業する漁船	1 年以上	四級海技士(航海)	船長又は一等航海士
	第 1 種近代化船、第 2 種近代化船又は第 3 種近代化船	6 月以上	船橋当直 三級海技士(航海)	運航士
二級海技士(航海)試験	総トン数 1600 ト以上の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 500 ト以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数 500 ト以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	1 年以上	三級海技士(航海)	船舶職員
	総トン数 200 ト以上 500 ト未満の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数 200 ト以上 500 ト未満の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	2 年以上	三級海技士(航海)	船長又は航海士
一級海技士(航海)試験	総トン数 5000 ト以上の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 1600 ト以上の近海区域を航行区域とする船舶、総トン数 500 ト以上の遠洋区域を航行区域とする船舶、総トン数 1600 ト以上の乙区域内において従業する漁船又は総トン数 500 ト以上の甲区域内において従業する漁船	2 年以上	二級海技士(航海)	船舶職員(船長又は一等航海士を除く)
		1 年以上	二級海技士(航海)	船長又は一等航海士
	総トン数 200 ト以上 1600 ト未満の近海区域を航行区域とする船舶であって海難救助の用に供するもの又は総トン数 200 ト以上 500 ト未満の遠洋区域を航行区域とする船舶であって海難救助の用に供するもの	4 年以上	二級海技士(航海)	航海士(一等航海士を除く)
		2 年以上	二級海技士(航海)	船長又は一等航海士

※備考 1. 船舶職員とは、船長、航海士及び運航士(運航士(二号職務)を除く)をいう。

2. 海難救助の用に供する船舶とは、海難救助船及びこれに準ずる船舶であって国土交通大臣が指定する者をいう。